

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)
農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- ◇調達公告 随意契約の相手方の決定(二件)(企画課)

告 示

鳥取県告示第三百六十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知

事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一及び二の表中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百六十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「二・〇パーセント」を「一・七パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百六十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号(中山間地域活性化資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給に

ついで知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の一の項中「二・二五パーセント」を「一・九五パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・八五パーセント」に、「〇・一五パーセント」を「〇・一パーセント」に、「二・四五パーセント」を「二・〇五パーセント」に、「二・五パーセント」を「二・一パーセント」に改め、同表の二の項中「二・〇パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に、「二・二五パーセント」を「二・一八パーセント」に、「〇・二パーセント」を「〇・一五パーセント」に、「二・二五パーセント」を「二・一八五パーセント」に、「〇・一五パーセント」を「〇・二パーセント」に改め、同表の三の項中「二・〇パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百六十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の一の項及び二の項中「二・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・〇

パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の三の項中「一・〇五パーセント」を「〇・九五パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に、「二・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の八の項中「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・三五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百六十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「二・〇パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・二パーセント」を「二・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百六十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年五月二十五日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前

の例による。

平成十一年五月二十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一の表規則別表第六号の資金の項中「二・六パーセント」を「二・二五パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び「二」の表中「二・五パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守 一式
- (2) 契約 方 式 随意契約
- (3) 契約 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220

- (5) 契約 価 格 15,446,705円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

- (7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 公共情報ネットワークシステムの管理運営等 一式
- (2) 契約 方 式 随意契約
- (3) 契約 約 日 平成11年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約 価 格 22,328,460円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課
鳥取市東町一丁目220